

令和 5 年7月20日招集

第 1 回

臨 時 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第1回加茂市農業委員会臨時総会議事録

令和5年7月20日午後2時45分から下記議件審議のため、第1回加茂市農業委員会臨時総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 議件 1 加茂市農業委員会会長の互選について
- 議件 2 議席の決定について
- 議件 3 加茂市農業委員会会長代理の互選について
- 議件 4 部会の所属委員決定について
- 議件 5 部会長・部会長代理の決定について
- 議件 6 一般社団法人新潟県農業会議会員の指名について
- 議件 7 農地利用最適化推進委員の委嘱について

○ 本日の会議に出席した委員は次のとおりである。

1番	長谷川正典 君	2番	木村雅一 君	3番	小池俊木 君
4番	西村修市 君	5番	今井和幸 君	6番	梅田守康 君
7番	坂内長市 君	8番	坂上辰彦 君	9番	小林裕一 君
10番	近藤サチ子 君	11番	浅川和夫君	12番	中野良一 君
13番	諸橋利彦 君	14番	飯岡佐治雄 君	15番	佐藤愛子 君
		17番	吉村陽介 君	18番	田澤淑子 君
19番	加茂重夫 君				

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

16番 山田喜良 君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局(太田憲之君)職員は次のとおりである。

局長	太田憲之 君	次長	大竹久範 君	主査	久須美優子 君
職員	中野慶枝 君				

事務局(太田憲之君)	(開会時刻:午後2時 45 分開会) 本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、只今から第1回加茂市農業委員会臨時総会を開催いたします。 私は事務局長の太田でございます。よろしくお願い申し上げます。 本日欠席の通告がありました委員は、山田喜良委員、1名であります。 ただ今の出席委員数は、18 名でありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会が成立いたしましたことをご報告いたします。 本日は、農業委員会委員の任期満了に伴い、市長が委員を任命した後の最初の総会でございます。 地方自治法第 107 条に普通地方公共団体の議会の臨時議長の規定がありまして、これに準じますと、議長が選出されるまでの間は、本日出席の最年長委員が臨時に議長の職務を行うこととなります。そのように取り計らってよろしいか、お諮りいたします。 (「異議なし」の声あり) 異議がないようでございますので、本日ご出席の委員のうち最年長委員から臨時議長の職務を行っていただきます。本日ご出席の最年長委員は近藤サチ子委員でありますので、近藤委員、臨時議長をお願い申し上げます。
臨時議長(近藤サチ子君)	ただいま、指名いただきました近藤サチ子でございます。 地方自治法第 107 条の規定に準じて、私が臨時に議長の職務を行います。何とぞ皆様のご協力をお願い申し上げます。
臨時議長(近藤サチ子君)	ただちに本日の会議を開きます。議事の進行上、仮議席を決定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。
市 長(藤田明美君)	本日出席の通告がありました委員は、山田喜良委員 1名であります。山田喜良委員は仮議席 18 番となります。
臨時議長(近藤サチ子君)	次に、市長より招集の挨拶がございます。市長、お願いいたします。
	改めまして先ほどの辞令交付式に続きまして本日出席くださいましてありがとうございます。今ほど農業委員の辞令交付を受けられた皆様、再任の委員の方と初めての方がいらっしゃると思いますけれども、このたびの臨時総会をきっかけにいよいよ本格的に新しい体制で出発するんだなというふうな思いでおります。本当に日頃より、農業委員の皆様におかれましては農業、農家の方に全般にわたることなんですけれども、担い手の農地の集積・集約であったり、農地の転用、売買、賃借に関わること、またあと農業者年金の相談に至るまで、本当に様々な分野で御尽力いただいております。いつもありがとうございます。

このたびの農業経営基盤強化促進法の改正によりまして地域計画が法定化され、計画の策定が令和6年度末となっております。

農業委員の皆様には目標地図の素案作成の役割を担っていただくことにもなっておりまして、先ほどもお話したのですけれども、生産者の減少や高齢化が加茂市においてもまた、有害鳥獣の被害の増加、遊休農地の増加が懸念されておりまして、農地利用の最適化は本当に喫緊の課題ではないかというふうに思っております。

これらの課題を解決するためには農業委員会のもとより、農業委員の皆様が地域の関係機関の皆様と連携を密にして、取り組んでいただくことが重要であるというふうに考えております。そういった意味では、現地のこの実態を熟知されている農業委員の皆様のご支援が、農地の最適化、農地利用の最適化を進めていくためには不可欠でありまして、情熱熱意実行力に本当に心から期待を申し上げたいというふうに思っております。また委員の皆さまは今後委嘱されます農地利用最適化推進委員の皆様と一緒に、本市農業の発展ご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

また加茂市内の農業委員会事務局も局長も今年度から代わりまして、こちらとしては、体制を強化したつもりなのですがどうでしょうか。なんですが、本当にこれからやはり農業委員会の役割が本当に大きくなっていくということもありまして、強化したっていう思いはあるのですが、皆様がどういう感じかわからないところもあり、現場がどういう風に感じているかわからないところもあるんですがちょっと市役所の中でもそういった意識はありまして、事務局にはしっかりした体制で、そしてそういった中で、農業委員会の皆様としっかり連携をしていくことが大事ななというふうにも思っております。そういった意味でも皆様の忌憚の無いご意見をこれからもどんどん聞かせていただけると大変ありがたいなというふうに思っております。

結びとなりますけれども加茂市農業委員会の益々の発展という本日お集まりの皆様のご活躍を心からお祈り申し上げまして挨拶とさせていただきます。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（近藤サチ子君）

市長、ありがとうございました。

本日は、任期開始後、最初の総会でありますので、各委員から自己紹介をお願いいたします。

仮議席1番から順番をお願いいたします。

（委員自己紹介）

ここで市長は一旦退席されますので、ご了承をお願いいたします。

（市長退席）

事務局(太田憲之君)	議件の審議に入る前に、事務局職員の紹介をお願いします。 私から紹介させていただきます。 隣におりますのが、次長の大竹でございます。 次が、主査の久須美でございます。次が、臨時職員の中野でございます。 事務局職員は以上4名の体制となっております。 この後、久須美と中野につきましては、用務のため退席させていただきます。
臨時議長(近藤サチ子君)	よろしくお願い申し上げます。恐れ入りますが、議案の審議に入る前に お配りしました徽章をお付けいただきたくお願い申し上げます。 それでは、議案の審議に入ります。 「議件1 加茂市農業委員会会長の互選について」を上程いたします。
事務局(太田憲之君)	事務局の説明をお願いいたします。
事務局(太田憲之君)	それでは、議案書の1ページをお開きください。 「議件 1 加茂市農業委員会会長の互選について」ご説明申し上げます。 配布資料の「農業委員会等に関する法律(抄) 関係条文抜粋」をご覧ください。 農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定で「会長は委員が互選した者をもって充てる」となっておりますので、委員の皆様の互選によって会長を選出していただきたいというものでございます。 説明を終わります。
臨時議長(近藤サチ子君)	事務局の説明が終わりました。会長の選出方法につきまして、どのようにしたらよろしいか、お諮りいたします。
仮議席 10 番(西村修市君)	会長の選出方法については、加茂、七谷、下条、須田の各地区から2名ずつ出していただいて、選考委員会で選考するのが良いと思います。
臨時議長(近藤サチ子君)	只今のご意見のとおり、各地区から2名の選考委員を選出して会長を互選する方法はいかがでしょうか、お諮りいたします。
	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。それでは地区ごとにご相談のうえ、各地区2名の選考委員の選出をお願いいたします。 暫時休憩いたします。 (午後3時4分 休憩) (午後3時8分 再開)
臨時議長(近藤サチ子君)	休憩を閉じ会議を再開いたします。休憩中に選出いただきました選考委員を事務局より報告願います。
事務局(太田憲之君)	それでは、選考委員を報告いたします。 加茂地区 近藤サチ子委員、飯岡佐治雄委員 下条地区 長谷川正典委員、諸橋利彦委員 七谷地区 今井和幸委員、坂上辰彦委員 須田地区 小林裕一委員、西村修市委員

	以上 8 名でございます。
臨時議長（近藤サチ子君）	選考委員は、事務局報告のとおり決定いたしました。選考委員の皆様は、第1委員会室において会長の選考をお願いいたします。 暫時休憩いたします。 （午後 3 時 9 分　休憩） （午後 3 時 15 分　再開）
臨時議長（近藤サチ子君）	休憩を閉じ会議を再開いたします。休憩中に開催した選考委員会の結果について、ご報告をお願いいたします。
仮議席 10 番（西村修市君）	仮議席 10 番西村です。先程、選出されました選考委員会が、別室において慎重に協議いたしました結果、加茂重夫委員に会長をお願いすることに決定いたしました。以上ご報告申し上げます。
臨時議長（近藤サチ子君）	選考委員からの報告が終わりました。 お諮りします。選考委員会の報告のとおり、加茂重夫委員を会長とすることにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。よって、加茂重夫委員が会長に就任されました。就任されました、加茂会長から、就任のご挨拶をお願いいたします。 （就任の挨拶）
仮議席 4 番（加茂重夫君）	
臨時議長（近藤サチ子君）	ありがとうございました。 加茂市農業委員会会議規則第 4 条の規定では「会長は総会の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、これからの議事につきましては、就任されました加茂会長にお願いします。 従いまして、臨時議長の職務はこれで終わらせていただきます。 皆様のご協力大変ありがとうございました。
議 長（加茂重夫君）	これからの議事については、私が議長を務めさせていただくことになりました。何とぞよろしく、ご協力をお願い申し上げます。 次に、「議件2 議席の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局（太田憲之君）	それでは、議案書の2ページをお開きください。「議件2 議席の決定について」ご説明申し上げます。 配布資料の「加茂市農業委員会会議規則」をご覧ください。1枚めくっていただいて、第7条でございます。委員の議席は、任期開始後最初の会議において、あらかじめ「くじ」で定めとなっておりますので、只今から「くじ」によりまして議席を決定させていただくというものでございます。 説明を終わります。
議 長（加茂重夫君）	事務局の説明が終わりました。議席の決定については、事務局の説明のとおり会議規則に基づき「くじ」で定めますので、これより仮議席 1 番から順次「くじ」をお引き願います。 ただし、会長の議席番号は、平成5年の総会で最後尾とすることに決定

	しております。従いまして、あらかじめ 19 番を除いて行いますので、ご了承をお願いいたします。 なお、本日欠席の山田喜良委員の「くじ」につきましては、残った「くじ」といたします。 暫時休憩いたします。 (午後 3 時 15 分 休憩) (午後 3 時 24 分 再開)
議 長(加茂重夫君)	休憩を閉じ会議を再開いたします。それでは、報告 それでは只今の「くじ」の結果について、確認を含めて事務局より報告願います。
事務局(太田憲之君)	それでは、報告いたします。 (番号1番から 19 番まで朗読)
議 長(加茂重夫君)	以上の結果でございますので、事務局の読み上げました議席へ移動をお願いいたします。 それでは、議席が決定いたしましたので、議事録署名委員をお願いしたいと思います。前例により私の方から指名してよろしいか、お諮りいたします。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって、1 番長谷川正典君、2 番木村雅一君の両名をお願いいたします。
事務局(太田憲之君)	次に、「議件3 加茂市農業委員会会長代理の互選について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。 それでは、議案書の3ページをお開きください。 「議件3 加茂市農業委員会会長代理の互選について」ご説明申し上げます。 配布資料の「農業委員会等に関する法律 関係条文抜粋」をご覧ください。 会長の職務代理の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項で「会長が欠けたとき又は事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されております。 次に、配布資料の「加茂市農業委員会会議規則」をご覧ください。2枚めくっていただいて、3枚目の最後第 16 条第2項でございます。「会長代理はあらかじめ互選しておくことができる」となっておりますので、会長代理を互選により選出いただきたいというものであります。 説明を終わります。
議長(加茂重夫君)	事務局の説明が終わりました。会議規則に「会長代理はあらかじめ互選しておくことができる」とありますので、会議規則に基づき、あらかじめ会長代理を選出したいと思います。 これについても、委員の互選による者となっておりますので、選出方法

4番(西村修市君)	について、どのようにしたらよろしいか、お諮りいたします。 先程の会長の互選と同様に、同じ選考委員により選考するのが良いと思います。
議 長(加茂重夫君)	只今のご意見のとおり、先程の選考委員により選考する方法はいかがでしょうか、お諮りいたします。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって、先程の選考委員の皆様は第一委員会室において、会長代理の選考をお願いいたします。 暫時休憩いたします。 (午後 3 時 30 分 休憩) (午後 3 時 35 分 再開)
議 長(加茂重夫君)	休憩を閉じ会議を再開いたします。休憩中に開催した選考委員会の結果について、ご報告をお願いいたします。
4番(西村修市君)	先程、選考委員会で、別室において慎重に協議いたしました結果、坂内長市委員に会長代理をお願いすることに決定いたしました。以上ご報告申し上げます。
議 長(加茂重夫君)	選考委員会からの報告が終わりました。 お諮りいたします。選考委員会の報告のとおり、坂内長市委員を会長代理とすることにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって、坂内長市 委員が会長代理に就任されました。 就任されました、坂内会長代理から、ご挨拶をお願いいたします。 (就任のあいさつ)
7番(坂内長市君)	
議 長(加茂重夫君)	次に、「議件4 部会の所属委員決定について」を上程いたします。事務局)の説明をお願いします。
事務局(太田憲之君)	それでは、議案書の4ページをお開きください。 「議件4 部会の所属委員決定について」ご説明申し上げます。 加茂市農業委員会規則第3条第2項の規定により部会の所属委員を決定する、というものでございます。 配布資料の「加茂市農業委員会規則」をご覧ください。 部会の設置及び構成については、農業委員会規則第3条で規定され、第1項で委員会に農地、農政の2部会を置き、農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事項を分担することとなっております。第2項で、各部会の部会員は委員が互選し、人数は概ね同数とするとされております。なお、第3項により、会長、会長代理及び中立委員は何れの部会にも所

	属することとなっておりますので、定数の 19 名から会長、会長代理、中立委員の4名を除いた 15 名について所属する部会を決定いただくことになります。
	説明を終わります。
議 長(加茂重夫君)	事務局の説明が終わりました。部会構成であります、予め配布してある記録用紙により、地区ごとに相談のうえ、部会の所属委員の決定をお願いいたします。
14 番(飯岡佐治雄君)	14 番飯岡です
議 長(加茂重夫君)	14 番飯岡佐治雄君
14 番(飯岡佐治雄君)	田澤さんなのですが、今日の資料を見ると田澤さんは中立ですと書いてある。先ほど田澤さんのあいさつの中で、農地も田もあります。農協の女性部に入っています。以前もらった資料なのですが、田澤さんは女性部から選ばれたんで中立委員じゃないですよという書き方をしているんですよね。
	それと、中立委員を採用しなければだめですよという最初の話が合った時は、中立委員は百姓はできません、米屋の店主もだめですよ、農協の職員とか何かはわかりませんが、だいぶ規制が厳しかったような気もしてんですよね。にもかかわらず、今回田澤さんが中立委員にはいられたっていうのは、ちょっと自分としては納得いかないんですよね。田澤さんが中立委員になるかならないかによって部会の構成のやり方も変わってくると思うんですよね。そんなことで、もしできたら説明をお願いします。
事務局(太田憲之君)	こちらの聞いた中では、自分で農業経営をしていなければ中立委員になることができるということです、中立委員という判断をさせていただきました。
3 番(小池俊木君)	3 番小池です。
議 長(加茂重夫君)	3 番小池俊木君
3 番(小池俊木君)	私が初めて中立委員にさせていただいた際、その時と法律が変わっていれば話は別ですけど、農業に携わっていない、それから食品関係もだめ、あとは、お医者さんはもちろんですけど、薬関係の方、あと土地の取引とか、大体アバウトですけど、そういった規制があって、それに一切関係ない人って、親戚の方がいますよ、それは大丈夫だと言われたのですが、逃げ口上全部却下されましたね。結局そのままなってしまったのですが、その辺の法律変わったところはないのですか
事務局(太田憲之君)	変わってないと思います。
3 番(小池俊木君)	それでクリアしていれば問題ないと思います。
7 番(坂内長市君)	7 番坂内です。
議 長(加茂重夫君)	7 番坂内長市委員
7 番(坂内長市君)	近隣の中立委員の方を見ると、見附とかも農業を昔やっていたのだけど、委託したと。そういう人間がなれているので、問題ないんでしょ。ないと思います。
議 長(加茂重夫君)	あと、他にありませんか。

17 番(吉村陽介君)
議長(加茂重夫君)
17 番(吉村陽介君)

3 番(小池俊木君)
議長(加茂重夫君)
3 番(小池俊木君)

事務局(太田憲之君)
議長(加茂重夫君)

議 長(加茂重夫君)

事務局(太田憲之君)

17 番吉村です。

17 番吉村委員

今の議論を聞いていると、別に事務局としては満たしているわけですよ。

クリアしているのだから事務局も議長もクリアしているということであれば、議論は終わりだと思います。

3 番小池です。

3 番小池委員。

中立委員の定義みたいのはあるのですか。あればそれでいいと思います。

後ほど示したいと思います。

暫時休憩いたします。

(午後 3 時 51 分 休憩)

(午後 3 時 58 分 再開)

休憩を閉じ会議を再開いたします。各地区の相談結果を事務局より報告願います。

それでは、報告いたします。

農地部会の委員につきましては、

加茂地区 10 番 近藤サチ子委員、14 番 飯岡佐治雄委員

下条地区 2 番 木村雅一委員、13 番 諸橋利彦委員

七谷地区 5 番 今井和幸委員、8 番 坂上辰彦委員

須田地区 9 番 小林裕一委員

となりました。この 7 名に加えて、会長、会長代理及び中立委員である小池俊木 委員、田澤淑子 委員、が農地部会に所属することになります。

つづきまして、農政部会です。農政部会の委員は、

加茂地区 11 番 浅川和夫委員、15 番 佐藤愛子委員、17 番吉村陽介委員

下条地区 1 番 長谷川正典委員、16 番 山田喜良委員

七谷地区 6 番 梅田守康委員、12 番 中野良一委員

須田地区 4 番 西村修市委員

となりました。この 8 名に加えて、会長、会長代理及び中立委員である小池俊木委員、田澤淑子委員、が農政部会に所属することになります。

部会の所属委員は、事務局報告のとおり決定いたしました。

次に、「議件5 部会長、部会長代理の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

それでは、議案書の5ページをお開きください。

「議件5 部会長・部会長代理の決定について」ご説明申し上げます。

先程、農地、農政の2部会の所属委員を決定いただきましたので、この議件では各部会の部会長、部会長代理を選出していただきます。

配布資料の「加茂市農業委員会規則」をご覧ください。

	部会長、部会長代理の設置及び選出については、加茂市農業委員会規則第4条で規定されており、第1項では、部会に部会長及び部会長代理を置くとなっており、第2項では、部会長及び部会長代理は部会員が互選するとなっております。 以上によりまして、各部会の部会長・部会長代理の決定をお願いするものでございます。 説明を終わります。
議 長(加茂重夫君)	事務局の説明が終わりました。先程決定いたしました所属部会ごとに分れて、部会長、部会長代理を互選していただきたいと思います。 暫時休憩いたします。 (午後 4 時 1 分 休憩) (午後 4 時 5 分 再開)
議 長(加茂重夫君)	休憩を閉じ会議を再開いたします。互選の結果を事務局(太田憲之君)より報告願います。
事務局(太田憲之君)	それでは、報告いたします。 農地部会長に 8番 坂上辰彦 委員、 農地部会長代理に 14 番 飯岡佐治雄 委員、 農政部会長に 1番 長谷川正典 委員、 農政部会長代理に 4番 西村修市 委員が、 それぞれ、選任されました。
議 長(加茂重夫君)	部会長並びに部会長代理は、事務局報告のとおり決定いたしました。それでは、部会長並びに部会長代理からご挨拶をお願いいたします。まず、農地部会長の坂上辰彦委員、お願いいたします。
8番 坂上辰彦委員	(農地部会長就任のあいさつ)
議 長(加茂重夫君)	ありがとうございました。 次に、農地部会長代理の飯岡佐治雄委員、お願いいたします。
14 番 飯岡佐治雄委員	(農地部会長代理就任のあいさつ)
議 長(加茂重夫君)	ありがとうございました。 次に、農政部会長の長谷川正典 委員、お願いいたします。
1 番 長谷川正典委員	(農政部会長就任のあいさつ)
議 長(加茂重夫君)	ありがとうございました。 次に、農政部会長代理の西村修市 委員、お願いいたします。
4 番 西村修市委員	(農政部会長代理就任のあいさつ)
議 長(加茂重夫君)	次に、「議件6 一般社団法人新潟県農業会議会員の指名について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

それでは、議案書の6ページをお開きください。

「議件6 一般社団法人新潟県農業会議会員の指名について」ご説明申し上げます。

これは、新潟県農業会議の普通会員に、加茂市農業委員会として、会長を指名するというものであります。

配布資料の「一般社団法人新潟県農業会議定款(抄)関係条文抜粋」をご覧ください。1枚めくっていただいて、2枚目の真ん中、第2章 会員でございます。

第6条は構成員について規定しております。第1項で「この農業会議は、この農業会議の目的及び業務に賛同又は賛助する個人又は団体であって、次項の規定により農業会議の会員になった者をもって構成する。」とあり、第2項で「農業会議に次の会員を置く。第1号 普通会員 第2号 賛助会員」とあります。第4項で「普通会員たる資格を有する者は、この農業会議の目的及び業務に賛同する個人であって、次に掲げる者とする。

第1号 県内の市町村に置かれる農業委員会会長又は当該農業委員会が指名した委員」となっております。

当委員会における農業会議の会員につきましては、従来会長が当たっておりましたし、県内他の市町村の農業委員会でも、会長が農業会議の会員となっております。

従いまして、農業会議定款第6条第4項第1号により、加茂市農業委員会におきまして、会長を新潟県農業会議の普通会員に指名するというものでございます。

説明を終わります。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問・ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、お諮りいたします。

一般社団法人新潟県農業会議の普通会員に加茂市農業委員会会長を指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、新潟県農業会議普通会員に加茂市農業委員会会長を指名することに決定しました。

次に「議件 7 農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

それでは、議案書の7ページをお開きください。

「議件 7 農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 17 条第1項で、農業委員会は、農地等

の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定しています。また、同法第19条第1項には推進委員を委嘱しようとするときは、あらかじめ、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならないと規定しています。これらの規定に基づき当委員会では、農地利用最適化推進の推薦、応募について、農業委員と同様に2月6日から3月7日までの30日間で募集を行いました。定数は加茂、下条、七谷、須田の各地区2名、合計8名となっています。配布資料の議案7 関係資料の農地利用最適化推進委員候補者名簿をご覧ください。募集の締め切りまでに各地区から2名ずつ計8名の候補者の推薦があり、定数以内となりました。候補者8名のうち6名が現職、番号4番と7番の方、下条地区と須田地区のお一人ずつが新人となりました。推薦を受けた8名について、事務局で欠格事項となる破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられてその執行が終わるまで又は受けることがなくなるまでの者がいるか調査を行いました。8名すべての方が欠格事項には該当しませんでした。資料2から4ページが推薦された候補者の経歴や推薦理由を、推薦を受けた順に記載した資料となっています。この候補者8名については、改選前の役員で構成された農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を6月12日に開催し、評価・審査を行っていただいております。資料5ページが評価委員会から報告いただいた意見となります。この意見に基づき議案の8名を委嘱することと提案するものです。

なお、新たな推進委員の議席番号については各地区の推薦順で付し、委嘱日については、7月の定例総会の日を予定しています。
説明を終わります。

議 長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

8 番(坂上辰彦君)

本議案については、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が開催されていますので、その報告をお願いいたします。

8番坂上です。6月12日に市役所の4階会議室において、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催いたしました。推薦のあった候補者8名について、評価基準に基づく採点を行い、資料に基づき厳正に審査した結果、いずれの候補者も農地利用最適化推進委員として農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農業委員会の所掌事項に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者と判断できました。

以上によりまして、8名について委嘱することが適当と全会一致で決定いたしましたので、その旨の意見をご報告させていただきました。

議 長(加茂重夫君)

報告は以上です。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、お諮りします。

本議案の8名を農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案の8名を農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定いたしました。

以上で本日提出されました議件は全部終了いたしました。

本来であれば閉会の挨拶を市長から頂く所ですが、急用によりまして挨拶はありません。

以上をもちまして、加茂市農業委員会第1回臨時総会を閉会いたします。皆様、ご協力、大変ありがとうございました。

(閉会時刻:午後 4 時 15 分)

令和 5 年 7 月 20 日

農業委員会等に関する法律第 27 条により総会の顛末を記録し署名する。

議 長
加茂市農業委員会
会 長

.....

1 番 委 員

.....

2 番 委 員

.....